運営規程（例）障害者総合支援法に基づく指定障害福祉サービスの就労選択支援

|  |  |
| --- | --- |
| 運営規程の記載例 | 作成に当たっての留意事項 |
| **障害者総合支援法に基づく○○○（就労選択支援）運営規程**（事業の目的）第１条　△△△が設置する○○○（以下「事業所」という。）において実施する指定障害福祉サービスの就労選択支援（以下「就労選択支援」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、就労選択支援事業の円滑な運営管理を図るとともに、短期間の生産活動その他の活動の機会を通じて、就労に関する適性、知識及び能力の評価並びに就労に関する意向や必要な配慮等の事項の整理を行い、適切な支援の提供のために必要な便宜を供与することを目的とする。（運営の方針）第２条　事業所は、短期間の生産活動その他の活動の機会を通じて、就労に必要な知識及び能力の評価や必要とされる事項の整理その他の便宜を適切かつ効果的に行うものとする。２　事業者は、就労選択支援の実施に当たっては、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮する。３　事業所は、就労選択支援の実施に当たっては、利用者の必要な時に必要なサービスの提供ができるよう努めるものとする。４　事業所は、就労選択支援の実施に当たっては、地域との結び付きを重視し、障害者の所在する市町村、他の指定障害福祉サービス事業者その他福祉サービス又は保健医療サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。５　前三項のほか、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）及び北九州市障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成２４年北九州市条例第５４号）に定める内容のほかその他関係法令等を遵守し、事業を実施するものとする。（事業所の名称等）第３条　事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。（１）名称　　○○○（２）所在地　北九州市××区××町×丁目×番×号　××ビル×号（職員の職種、員数及び職務の内容）第４条　事業所における職員の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。（１）管理者　1名管理者は、従業者の管理、就労選択支援の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている就労選択支援の実施に関し、事業所の職員に対し遵守させるために必要な指揮命令を行うほか、障害者並びにその家族に対しその内容等について必要な説明を行う。（２）就労選択支援員　○名以上就労選択支援員は、就労アセスメントの実施を行う。また、就労アセスメント結果の作成に当たっては、利用者及び関係機関の担当者等を招集して多機関によるケース会議を開催し、利用者の就労に関する意向確認を行うとともに担当者等から意見聴取を実施し必要に応じて関係機関等との連絡調整を実施する。さらに、協議会への参加等による地域の就労支援に係る社会資源や雇用事例等に関する情報収集、利用者への進路選択に資する情報提供を実施する。（営業日及び営業時間）第５条　事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。（１）営業日　○曜日から○曜日までとする。ただし、国民の祝日、12月29日から1月3日までを除く。（２）営業時間　午前○時から午後○時までとする。 ただし、作業訓練室を用いて作業場面の観察等の支援を行う場合は、午後○時から午後○時までに実施する。（事業所の定員）第６条　事業所の定員は、●人とする。ただし、既存サービスのサービス提供時間中において、就労選択支援により訓練作業室を同時に利用できる人数は、●人を上限とする。（就労選択支援の内容）第７条　事業所で行う就労選択支援の内容は、次のとおりとする。（１）就労に関する適正、知識及び能力の評価、アセスメント等（２）関係機関との連絡調整（３）その他就労選択に係る支援等の実施（評価および整理の実施）第８条　事業所は、短期間の生産活動その他の活動の機会を通じて、就労に関する適性、知識や能力の評価、必要とされる事項等の整理を行うものとする。２　障害者就業・生活支援センターその他の機関がアセスメントと同様の評価及び整理を実施した場合には、事業所は、当該同様の評価及び整理をもって、アセスメントの実施に代えることができる。この場合において、事業所は、次項の規定による会議の開催、アセスメントの結果の作成又は指定障害福祉サービス事業者その他の関係機関との連絡調整に当たり、当該障害者就業・生活支援センターその他の機関に対し、当該会議への参加その他の必要な協力を求めることができる。３ 事業所は、アセスメントの結果の作成に当たり、利用者及び市町村、指定特定相談支援事業者等、公共職業安定所その他の関係機関の担当者等を招集して会議（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を開催し、当該利用者の就労に関する意向を改めて確認するとともに、当該担当者等に意見を求めるものとする。４ 事業所は、アセスメントの結果を作成した際には、当該結果に係る情報を利用者及び指定特定相談支援事業者等に提供する。（関係機関との連絡調整等の実施）第９条　事業所は、アセスメントの結果を踏まえ、必要に応じて公共職業安定所、障害者就業・生活支援センターその他の関係機関との連絡調整を行う。２ 事業所は、自立支援協議会等への定期的な参加、公共職業安定所への訪問等により、地域における就労支援に係る社会資源、雇用に関する事例等に関する情報の収集に努めるとともに、利用者に対して進路選択に資する情報を提供するよう努める。（利用者から受領する費用の額等）第１０条　指定就労選択支援サービスを利用した場合の利用者負担額は、法第２９条第３項第２号に規定する額とする。２　法定代理受領を行わない場合は、利用者から厚生労働大臣が定める基準により算定した額の支払を受けるものとする。３　次に定める費用については利用者から徴収するものとする。（１）日常生活において通常必要となるものに係る経費であって利用者に負担させることが適当と認められるものの実費。４　第３項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得るものとする。５　第１項から第３項までの費用の支払いを受けた場合は、当該費用に係る領収証を、当該費用を支払った利用者に対し交付するものとする。（通常の事業の実施地域）第１１条　通常の事業の実施地域は、○○市の全域とする。（サービス利用に当たっての留意事項）第１２条　利用者は施設内で次の行為をしてはならない。（１）喧嘩、口論、泥酔等他人に迷惑をかけること。（２）指定した場所以外での火気を用いること。（３）施設の秩序、風紀を乱し、又は安全衛生を害すること。（緊急時等における対応方法）第１３条　現に就労選択支援事業の提供行っているときに障害者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治医への連絡を行う等の必要な措置を講ずるとともに、管理者に報告するものとする。２　主治医への連絡等が困難な場合には、医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講ずるものとする。（事業の主たる対象とする障害の種類）第１４条　事業所は、○○障害者の障害特性をふまえたサービスの専門性を確保するため、主たる利用者を○○障害者とする。 （非常災害対策）第１５条　事業者は、火災、風水害、地震等の非常災害の種類ごとに具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。（感染症及び食中毒の発生・まん延防止のための対策）第１６条　事業所は、事業所内において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないよう、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。（１）事業所において、感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可）を定期的に開催するとともに、その結果について従業者へ周知徹底を図る。（２）事業所において、感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための指針を整備する。（３）従業者に対し、感染症及び食中毒の予防およびまん延防止のための研修並びに訓練を定期的に実施する。（業務継続計画の作成）第１７条　事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定就労移行支援の提供を継続的に実施するため、また非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるものとする。２　事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。３　事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。（苦情解決対応）第１８条　提供した就労選択支援サービスに関する障害者並びにその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置するものとする。２　提供した就労選択支援サービスに関する障害者並びにその家族からの苦情を受け付けたときには、当該苦情の内容等を記録することとする。３　提供した就労選択支援サービスに関し、法第10条第1項の規定により市町村が、法第11条第2項の規定により都道府県知事が、また、法第48条第1項の規定により都道府県知事又は市町村長が行う報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示の命令、又は当該職員からの質問若しくは事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び障害者またはその家族からの苦情に関して市町村又は都道府県知事及び市町村長が行う調査に協力するとともに、市町村又は都道府県知事及び市町村長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うとともに、その改善の内容を都道府県知事、市町村又は市町村長に報告するものとする。４　社会福祉法（昭和26年法律第45号）第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又はあっせんにできる限り協力するものとする。（人権の擁護及び虐待の防止のための措置に関する事項）第１９条　事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、次の措置を講ずるものとする。（１）人権の擁護、虐待の防止等に関する責任者の選定及び必要な体制の整備（２）成年後見制度の利用支援（３）苦情解決体制の整備（４）虐待の防止を啓発・普及するための従業員に対する研修の実施（５）その他、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため必要な措置２　職員は、利用者に対し、以下のような身体的苦痛を与え、人格を辱める等を行ってはならない。（１）殴る、蹴る等直接利用者の身体に侵害を与える行為。（２）合理的な範囲を超えて長時間一定の姿勢をとるよう求める行為及び適切な休憩時間を与えずに長時間作業を継続させる行為。（３）廊下に出したり、小部屋に閉じ込めるなどして叱ること。（４）強引に引きずるようにして連れて行く行為。（５）利用者の年齢及び健康状態からみて必要と考えられる睡眠時間を与えないこと。（６）乱暴な言葉使いや利用者をけなす言葉を使って、心理的苦痛を与えること。（７）事業所を退所させる旨脅かす等言葉による精神的苦痛を与えること。（８）性的な嫌がらせをすること。（９）当該利用者を無視すること。（10）利用者の言語表現及び行動特徴等を模倣して辱めること。（身体拘束の禁止）第２０条　事業者は指定就労選択支援の提供にあたっては、利用者の身体拘束は行わない。万一、利用者又は他の利用者、職員等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合には「利用者の身体拘束に伴う申請書」に家族の同意を受けた時のみ、その条件と期間内にて身体拘束等を行うことができるものとする。２　事業所は、やむを得ず前項の身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由など必要な事項を記録することとする。（その他運営に関する重要事項）第２１条　事業所は、職員の資質の向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備するものとする。（１）採用時研修　採用後○カ月以内（２）継続研修　年○回２　職員は、その業務上知り得た障害者並びにその家族の秘密を保持するものとする。３　職員であった者に、業務上知り得た障害者並びにその家族の秘密を保持するため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、職員との雇用契約の内容とする。４　事業所は、他の指定障害福祉サービス事業者等に対して、障害者並びにその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により障害者並びにその家族の同意を得るものとする。５　事業所は、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するため、方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。６　事業所は、職員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備するものとする。７　事業所は、障害者に対する就労選択支援サービスの提供に関する諸記録を整備し、就労選択支援サービスを提供した日から５年間保存するものとする。８　この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は設置法人と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。附　則この規程は、令和　　年　　月　　日から施行する。 | 「○○○」は、事業所の正式名称を記載してください。「△△△」は、開設者（法人名）を、「○○○」は、事業所の正式名称を記載してください。173条の9で準用する57条 →作業訓練室を既存サービスと時間を分けて兼用する場合には表記が必要です。→10人以上の規模→既存サービスのサービス提供時間中により訓練作業室を同時に利用する場合は記載が必要です。173条の7173条の8 |